

【介護予防短期入所生活介護早蕨 重要事項説明書】

1. 事業所の概要

事業所名	介護老人福祉施設 早蕨
所在地	高知市五台山3780-1
理事長名	水上 佳与子
電話番号	(088) 885-0800
FAX番号	(088) 885-1288
事業者指定番号	第3970100057号
第三者評価の実施状況	なし

2. 設備の概要

定 員	10名 (+空所利用)	
居室 (2人部屋)	5室	一人当たり 8.70~13.64㎡
食 堂	2室	合計 319.63㎡
機能訓練室	1室	平行棒、歩行器、滑車
浴 室	1室	一般浴槽と特殊浴槽があります。
医 務 室	1室	

3. 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況

職 種	人員数	夜間	業務内容
管 理 者	1		・事業所の職員の管理及び業務の管理に関すること。
医 師	2以上		・利用者に対し医療に関する処置や指導及び健康管理に関すること。
生活相談員	1以上		・利用者の生活に関する相談、助言及び入退院、 ・入退所等の業務に関すること。
看護職員	3以上 (特養含む)		・利用者の健康管理に関すること。 ・利用者の日常生活の介護に関すること。
介護職員	27以上 (特養含む)	4	・利用者の日常生活の介護に関すること。
管理栄養士	1以上		・利用者の食事の提供及び栄養指導に関すること
機能訓練指導員	1以上		・利用者の機能回復訓練 ・利用者の日常生活の介護に関すること。
調 理 員	5以上		・利用者の食事の提供に関すること。
事 務 員	4以上		・事務作業に関すること。

(2) 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
医 師	第1・3 月曜日 13:00～16:00 第2・4 金曜日 09:00～12:00
生活相談員	月曜日から金曜日 8:30～17:30
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員(特養含む) 早朝 : 6:00～15:00 2名 日中 : 8:30～17:30 2名 遅出 : 9:00～18:00 5名 夜間 : 16:30～ 9:30 4名
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員(特養含む) 日中 : 8:30～17:30 3名 土・日・祝 8:30～12:30 1名
機能訓練指導員	平日 8:30～17:30 1名

※土・日・祝日及び年末年始は上記と異なります。

(3) 職員の研修体制

職員の資質の向上を図るため、下記のとおり研修を行っています。

- ①採用時研修 採用後2ヶ月以内
- ②継続研修 年2回
- ③階層別研修、職種別研修
- ④外部研修

4. サービスの内容及び利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

<サービスの内容>

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士の立てる献立表により、栄養、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。(ただし、食材料費は給付対象外です。) ・ 食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるよう心掛け、食事内容、場所、時間に配慮し、できる限り自立して食事を摂ることができるよう支援を行います。 (基本食事時間) ・朝食 7:15 ・昼食 12:00 ・おやつ 15:00 ・夕食 17:00
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・ 介護予防短期入所利用中のオムツ代は、必要ありません。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間を通じて週2回の入浴又は清拭を行います。 ・ 寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種の者が

	共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は低下を防止するための訓練・体操を実施します。
健康管理	・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・ 褥瘡が発生しないような適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備しています。 ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えが行えるよう配慮します。 ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<利用料金>

(1)介護保険基準サービス

契約者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払いいただきます。

(1日あたり)

指定介護予防短期入所生活介護費

要支援度		要支援 1	要支援 2
利用料		4,460円	5,550円
上記利用料に係る 自己負担額	1割	446円	555円
	2割	892円	1,110円
	3割	1,338円	1,665円

<<加算(1日あたり)の自己負担額>>

加算項目	利用者負担額	算定項目
	1割	
機能訓練加算	12円/日	専従の機能訓練指導員を1名配置している場合に算定
個別機能訓練加算	56円/日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専従の理学療法士等を1名配置 ・ 3ヶ月ごとに1回以上居宅を訪問し、プランの見直しを行っている場合に算定
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100円/月	リハビリテーションを行っている医療提供施設(原則200床未満)の医師や専門職員と共同でアセスメント(サービス提供の場合又は、ICTを活用した動画等での状態把握)を行い、個別訓練計画書を作成し、訓練を行っている場合に算定
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200円/月	リハビリテーションを行っている医療提供施設(原則200床未満)の医師や専門職員と共同でアセスメント(訪問での状態把握)を行い、個別訓練計画書を作成し、訓練を行っている場合に算定
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が80/100以上の場合、または、介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の輪依頼が35/100以上である場合に算定
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が60/100以上の場合に算定
療養食加算	8円/食	医師の指示のもと療養食を提供した場合に1食単位で算定

認知症行動・心理症状 緊急対応加算	200 円/日	認知症の行動・心理症状が認められるため、 緊急に短期入所生活介護を行った場合に算定
若年性認知症利用者 受入加算	120 円/日	年性認知症利用者に対して短期入所生活介護を 行った場合に算定
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る介護職員の賃金改善 等の計画を策定し、計画に基づき賃金改善等を実施。また、職場環境 等要件に関し複数の取組を実施、見える化を行い「介護職員等のベ ースアップ等」に充て賃金改善を実施した場合。 施設利用料、加算を合わせた総単位数に 14.0 %を加算	

(2) (1)以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

負担段階	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
食費に係る自己負担額	300 円	390 円	650 円	1,360 円	1,500 円
おやつ代	1 食 50 円				

《個室の場合》

負担段階	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
居室に係る自己負担額	380 円	480 円	880 円	880 円	1,231 円

《多床室の場合》

負担段階	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
居室に係る自己負担額	0 円	430 円	430 円	430 円	915 円

※食費の単価は、朝食：430円 昼食：535円 夕食：535円です。

種 類	内 容	利用料金
特別な食事	通常メニュー以外の特別な食事を希望される場合は実費にて 提供します。	実 費
理髪・美容	[理髪サービス] 毎週木曜日に、美容師の出張による理髪サービスをご利用いた だけます。	実 費
クラブ活動 レクリエーショ ン	ご希望により、クラブ活動やレクリエーションに参加 いただけます。 ・クラブ活動（生け花、茶道、料理、音楽等） ・レクリエーションは随時行います。	特に個人的な物 以外は無料で す。

(2) 利用料金の支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、利用月の翌月 15 日前後にご請求（請求書発送）しま
すので、下記の方法で 25 日までにお支払いください。

- | |
|--|
| <p>① 金融機関口座から その月 25日に自動引き落とし
 ※土・日曜日、祝日の場合は翌営業日に引き落とし
 ※ご利用できる金融機関：郵便局・高知銀行・四国銀行・農協（JAバンク）</p> <p>② 銀行振込（口座番号は請求書に記載）</p> |
|--|

※ 居宅サービス計画を作成しないときなど、市町村から直接利用料が支払われない場合は、一旦利用料金を全額お支払いいただきます。ただし、サービス提供証明書及び領収書を発行しますので後日、高知市又は南国市の窓口へ提出していただければ払い戻しを受けることができます。

5. キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用をキャンセルする場合は、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）：（０８８）８８５－０８００

- (2) 利用者の都合でサービスの利用をキャンセルする場合は、できるだけサービス利用開始日前日の午後５時までにご連絡ください。

6. 予約の方法

予約の方法	担当の居宅介護支援事業所或いは地域包括支援センターを通じてか、直接当事業所担当者まで連絡してください。
-------	---

7. 当事業所の運営方針

◆ 運営の方針

独立心を育むリハビリや看護だけでなく、様々な催しや交流を通じて生きがいのある生活の援助を目指します。

皆様と一緒に、介護の問題やお年寄りの人権といった事柄などを基本に考えながら真摯に取り組んでまいります。

サービスの提供に当たっては、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は行いません。

万が一、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、事前に十分な説明を行ったうえ、身体拘束の態様及び時間、心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録します。

◆ 職員研修

上記の方針を遂行する為に職員の質の向上を図っていきます。採用前、採用後も徹底した研修を施設内外にて実施します。

◆ 相談窓口

苦情処理担当者を置き、いつでも利用者の相談窓口となれる体制をとっています。

◆ 秘密の保持

職員は、業務上知りえた利用者並びにそのご家族の秘密は守ります。
職員でなくなった場合も秘密を保持するよう周知徹底しています。

◆ 非常災害対策

非常災害対策計画を定め、定期的に避難、救出その他の防災訓練を行っています。

◆ 関係市町村及び他の保健医療・福祉サービス提供者との連携

各機関と日頃から連携を密に市、総合的サービスの提供に努めます。

8. 協力医療機関

医療機関の名称	いずみの病院
所在地	高知市薊野北町2丁目10番53号
診療科	総合内科・消化器内科・循環器内科・神経内科・外科・整形外科・脳神経外科 泌尿器科・放射線科・人工透析・麻酔科・血管外科・リハビリテーション科
医療機関の名称	きんろう病院
所在地	高知市薊野北町3丁目2番28号
診療科	内科・呼吸器内科・老年内科・リハビリテーション科

9. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	横山歯科診療所
所在地	高知市はりまや町2丁目3-8

10. 相談窓口、苦情対応

(1)サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当法人相談窓口	電話番号	(088)885-0800
	FAX番号	(088)885-1288
	相談員(責任者)	岡林 紀美、笹岡 直樹
	対応日時	月曜日から金曜日 8:30~17:30

(2)公的機関においても、次の機関に対して苦情の申立てができます。

市町村介護保険 相談窓口	高知市役所 介護保険課 事業係	
	所在地	高知市本町5-1-45
	電話番号	(088)823-9972
	FAX番号	(088)824-8390
	南国市役所 長寿支援課 介護保険係	
	所在地	南国市大桶甲2301
	電話番号	(088)880-6556
	FAX番号	(088)863-1167

※対応日時 平日の8:30~17:15(年末年始・祝祭日を除く)

高知県国民健康保険 団体連合会 (国保連)	所在地	高知市丸ノ内2-6-5
	電話番号	(088)820-8410、8411
	FAX番号	(088)820-8413

※対応日時 平日の9:00~16:00(年末年始・祝祭日を除く)

1 1. 施設利用にあたっての留意事項

面会時間	面会時間 8:30~19:00 来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。 ※感染症まん延の危険性が有る場合は、面会を制限若しくは、中止させて頂く場合もあります。
外出	外出される場合には、事前にお申し出いただき、届出書をお書きください。
居室、設備、器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙	決められた場所以外での喫煙は断りさせていただいています。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
金銭、貴重品の管理	高額な金銭の所持はお控えください。ご本人持ちの金銭は各人の責任において保管してください。万一、紛失した場合は責任を負いかねません。 施設利用期間中の施設管理を希望される場合はお申し出ください。
所持品の持ち込み	あまり大量の持ち込みは控えてください。持ち込みたいものについては職員にご相談ください。 所持品・衣類には、すべて氏名をご記入ください。
宗教活動	他の人の迷惑にならないようにしてください。又、勧誘については御遠慮ください。
ペット	原則禁止とさせていただきます。

1 2. 緊急時の対応

介護予防短期入所生活介護利用中に利用者の状態に急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに利用者の身元引受人に連絡し、協議の上主治医またはあらかじめ事業者が指定した協力医療機関への受診等の措置を講じます。

1 3. 事故発生時の対応

- (1) 利用者への処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の身元引受人、居宅介護支援事業所或いは地域包括支援センターに連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者への処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐため次の対策を講じています。
 - ・ 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備しています。
 - ・ 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備しています。
 - ・ 事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他の職員に対する研修を定期的に行います。

1 4. 身体拘束廃止・虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待防止、身体拘束廃止を推進することを目的として、委員会及び介護職員その他の職員に対する研修を定期的に行います。

15. 感染症対策

感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じています。

- ・ 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を2ヶ月に1回程度、定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図っています。
- ・ 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- ・ 介護職員その他の職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施しています。
- ・ 上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿って対応します。

16. 非常災害対策

- ・ サービスの提供中に天災その他の災害等の事態が生じた場合、当施設が定める防災計画に基づき、利用者の避難等安全を確保するための必要かつ適切な措置を講じます。
- ・ 非常災害時の具体的な対応方法、避難経路及び関係機関との連携等を常時確認します。
- ・ 事業者は、非常災害時に備え、定期的に総合防災訓練を行います。

17. 秘密の保持（「個人情報保護方針」参照）

サービスを提供する上で知り得た利用者及びご家族に関する秘密を契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

利用者から予め文書で同意を得ない限り、地域包括支援センター等に対し、利用者の個人情報を提供しません。

18. 記録の開示

利用者又はご家族の申出に応じて、介護及び看護記録を開示します。記録の閲覧・複写の請求については、利用者及び身元引受人とし、閲覧、複写物の交付時間は、平日の9:00~17:00とします。

19. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 さわらび会
代表者氏名	理事長 水上 佳与子
本社所在地	高知市五台山3780-1
電話	(088) 885-0800
業務の概要	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、デイサービスセンター、小規模デイサービスセンター、ホームヘルプステーション、居宅介護支援事業所
事業所数	6事業所